

一般財団法人総合研究奨励会の元役職員による 当該法人での不正行為に関するご報告

このたび、国立大学法人東京大学（以下「東京大学」）の連結財務諸表において「関連公益法人等¹」とされている一般財団法人総合研究奨励会（以下「総合研究奨励会」）において、当該法人の元役職員（本年 7 月 9 日、総合研究奨励会により解任。）が 2016 年から 2026 年にわたり、当該法人の資金合計約 9,000 万円を流用していた事実（以下「本件不正行為」）を東京大学として把握いたしました。

東京大学においては、本年 4 月のリスク管理委員会の決定に基づき、総合研究奨励会の運営上の問題の検証を行う目的で設置された「プロジェクトチーム（外部の弁護士及び公認会計士をメンバーに加えたチーム）」が調査を進める中で、本件不正行為を把握したものです。

本件不正行為の概要は、添付の「総合研究奨励会における不正行為の概要」に記載したとおりです。

また、総合研究奨励会においても、本年 2 月の理事会決定に基づく監査により本件不正行為を把握し、本日、その結果を公表しております。

本件不正行為の原因は総合研究奨励会のガバナンス不全にあると認識しています。総合研究奨励会は、大学院工学系研究科（以下「工学系研究科」）と長年にわたって連携し、理事等の多くが工学系研究科の教員となっていることから、工学系研究科においては、本部と一体となって、総合研究奨励会のガバナンスについて確認し、必要な方策をとるべきであると認識しています。研究会員のみなさま、研究活動にご支援いただいた企業のみなさま、ならびに関係者のみなさまに多大なご心配とご迷惑をお掛けしたことを心からお詫び申し上げます。

なお、現在、総合研究奨励会の運営及び資金管理などは、工学系研究科が新たに関与する形で適切に行われています。

¹ 関連公益法人等とは、国立大学法人等が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は国立大学法人等との取引を通じて公的な資金が供給されており、国立大学法人等の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。

国立大学法人等と関連公益法人等との間には資本関係が存在しないが、国立大学法人等を通じて公的な資金が供給されている場合も多いことから、公的な会計主体である国立大学法人等は関連公益法人等との関係を開示し説明する責任を有している。

https://www.mext.go.jp/content/20240328-mxt_hojinka-100001048_3.pdf

また、本件は業務上横領又は特別背任の可能性があり、被害者である総合研究奨励会は捜査機関にも相談の上で、刑事告訴も視野に入れ、民事・刑事の両面からの責任を追及していく予定としています。

東京大学といたしましても、今後、外部弁護士等による調査を継続し、総合研究奨励会のガバナンス上の問題点を検証してまいります。工学系研究科としましても、本部と一体となって、これまで総合研究奨励会が行ってきた事業を整理し、その組織の在り方を見直し、必要な事業を適切なガバナンスの下で実施する体制の構築に向けて、関係者と協議しながら対応してまいります。

(別添)

「総合研究奨励会における不正行為の概要」

参考 URL :

総合研究奨励会による本件についてのご報告

「当社一般財団法人総合研究奨励会における不正行為の発覚について」

<https://www.erf.or.jp/>

東京大学による本件についてのご報告

<https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/ja/press/>

国立大学法人東京大学 令和6年度連結財務諸表 P79～ 特定関連会社等

<https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400269421.pdf>

【本件に関する問合せ先】

東京大学本部コミュニケーション戦略課

Tel : 03-3811-3393

E-mail : pr.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

総合研究奨励会における不正行為の概要

2026 年 7 月 10 日

国立大学法人東京大学

【事案の概要】

国立大学法人東京大学（以下「東京大学」という）の「関連公益法人等」である一般財団法人総合研究奨励会（以下「総合研究奨励会」という）において、元業務執行理事・事務局長（X氏）が、2016 年から 2026 年にわたって、自らが代表理事となっている一般社団法人（Y 法人）に総合研究奨励会の資金を再委託費名目で送金することにより、約 9,000 万円を不正に取得していた（以下「本件不正行為」という）。

【調査に至る経緯・調査体制など】

総合研究奨励会においては、2026 年 2 月の理事会決定に基づいて監査が行われていたが、同年 4 月 9 日、当該監査人から東京大学に対して、総合研究奨励会の運営の問題点等について中間報告が行われた。

これを契機に、東京大学としても、総合研究奨励会自身による監査とは別個独立に、自ら総合研究奨励会の運営の実態を検証する必要があると判断し、リスク管理委員会の決定により、2026 年 4 月 16 日、桑原昌宏理事（CRO：リスク管理、コンプライアンス担当）をトップとするプロジェクトチーム（以下「本プロジェクトチーム」という）が設置された。

本プロジェクトチームの中には、外部弁護士及び外部公認会計士をメンバーとする実務チームが置かれた。実務チームは、関係資料の閲覧、精査、デジタル・フォレンジック調査、関係者ヒアリングなどを行った。

【総合研究奨励会の主な事業】

総合研究奨励会の主な事業としては、まず、東京大学の工学系研究科の教員が主体となつて行う民間との産学協同プロジェクトなどにおいて、研究会の運営、研究活動の対外的紹介、各種セミナーの開催などの業務を受託して実施すると共に、プロジェクトの資金管理や経理事務なども受託して実施しているものがある。

これに加え、工学系の研究などを行う一般社団法人等からも上記と同様の業務を受託しているものがあるほか、民間企業等との契約による調査研究事業や、研究補助者等の人材派遣事業なども実施している。

【本件不正行為の具体的内容】

1. 当事者について

X 氏は、2016 年から総合研究奨励会での勤務を開始し、2017 年から常勤理事・事務局長

として勤務していた。

Y 法人は 2014 年に設立された一般社団法人であり、X 氏が代表理事を務めている。Y 法人は実質的にいわば X 氏の個人会社である。

2.不正行為の方法

X 氏は、2016 年から 2026 年にかけて、総合研究奨励会が一般社団法人などから受託した業務の事業収益として得た資金から、約 9,000 万円を複数回（120 回以上）に分けて Y 法人の銀行口座に資金移動していた。

この資金移動（流用）は、総合研究奨励会が一般社団法人などから委託を受けた業務の Y 法人に対する再委託費の名目で行われていた。

しかし、Y 法人は X 氏が代表理事を務める X 氏のいわば個人会社であること、Y 法人の住所は総合研究奨励会の住所と同一で総合研究奨励会の事務室と区別されたスペースもないことなどから、総合研究奨励会から Y 法人が再委託された業務とされるものは総合研究奨励会の業務とは別に存在せず、再委託の実態は存在しないと判断される。

なお、上記の流用は、総合研究奨励会が一般社団法人などから受託した業務の事業収益部分から行われており、総合研究奨励会が管理の委託を受けていた資金からの移動（流用）は認められなかった。

3.理事会での承認がないこと

総合研究奨励会から Y 法人への再委託については、総合研究奨励会の理事である X 氏と X 氏が代表理事を務める Y 法人との利益相反取引として理事会の承認が必要となるが、理事会での決議は行われていない。

【評価】

本件不正行為は、X 氏が業務執行理事・事務局長の地位と権限を利用して行ったものであり、業務上横領あるいは特別背任に該当する疑いがある。

以 上